

事務事業名	開発許可に関する事務				担当	建設部 都市計画課 開発指導係	
政策名	A	暮らしやすさが実感できるまちづくり			増補版施策名		
施策名	2	良好な市街地の形成			<input type="checkbox"/> 実施計画上の主要事業		
関連個別計画					事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ	
法令根拠	都市計画法、建築基準法					<input type="checkbox"/> 単年度繰返（開始年度 昭和45年度～）	
予算科目	1. 一般会計	8. 土木費	4. 都市計画費	1. 都市計画総務費		<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）	
事業概要	昭和45年10月1日に、市街化区域および市街化調整区域に関する都市計画法が定められたことにより開発許可制度が導入され、開発許可基準及び真岡市開発指導要綱に基づく事務により、無秩序な開発や建築を防止し、良好な街並みの形成を図ってきた。 平成28年度までは、県に提出された開発許可申請及び建築許可申請について、市の意見を取りまとめ回答していたが、平成29年度から権限移譲により市が事務処理市として事務を執行している。						

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動） 31年度実績 栃木県から権限委譲を受け、事務処理市として事前相談、受付、内容審査、申請手数料の徴収、完了検査等の開発許可事務を実施している。 また、許可面積が1,000平方メートル以上の申請は、真岡市開発指導要綱に基づき、各所管課で事前協議を実施した。 2年度計画 自治事務による事務処理市となっているため、令和元年度と同様に事務処理を実施する。	⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移							
	名称 単位 28年度(実績) 29年度(実績) 30年度(実績) 31年度(実績) 2年度(見込)							
	ア	開発（建築）許可件数	件	72	70	96	78	70
	イ	事前協議件数（内数）	件	6	2	8	5	6
	ウ							
	エ							
	オ							
② 対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 開発許可及び建築許可申請物件	⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移							
	名称 単位 28年度(実績) 29年度(実績) 30年度(実績) 31年度(実績) 2年度(見込)							
	ア	開発（建築）許可件数	件	72	70	96	78	70
	イ	事前協議件数（内数）	件	6	2	8	5	6
	ウ							
	エ							
	オ							
③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 無秩序な開発及び建築の防止	⑦ 成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移							
	名称 単位 28年度(実績) 29年度(実績) 30年度(実績) 31年度(実績) 2年度(見込)							
	ア	開発（建築）許可件数	件	72	70	96	78	70
	イ	事前協議件数（内数）	件	6	2	8	5	6
	ウ							
	エ							
	オ							
④ 結果（どんな結果（上位施策）に結びつけるのか） 住環境水準の向上や良好な街並みの形成を図る。	⑧ 上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移							
	名称 単位 28年度(実績) 29年度(実績) 30年度(実績) 31年度(実績) 2年度(見込)							
	ア	良好な市街地形成に対する市民の満足割合	%	79.1	83.8	80.8		
	イ							
	ウ							
	エ							
	オ							
(2) 総事業費の推移		単位	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)	2年度(見込)	
投入量	事業費	財源内訳						
		国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
		県支出金	千円	0	0	0	0	0
		地方債	千円	0	0	0	0	0
		その他	千円	0	0	0	0	0
		一般財源	千円	0	0	0	0	0
	事業費計(A)	千円	0	0	0	0	0	
	人件費	正規職員従事人数	人	2	4	4	4	4
		延べ業務時間	時間	2,160	3,780	3,780	3,780	3,780
		人件費計(B)	千円	8,970	15,687	15,759	15,283	15,283
トータルコスト(A)+(B)		千円	8,970	15,687	15,759	15,283	15,283	

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等

①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	都市計画法の施行により、昭和45年10月1日に線引き制度、開発許可制度が導入され、市街化区域および市街化調整区域に関する都市計画が定められた。 これに基づき開発許可申請について、県からの意見照会に対し市の意見を回答していたが、平成29年4月1日より栃木県から権限移譲され、本市において許可事務を執行している。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	平成29年4月に県から市に開発許可事務が権限移譲された。 平成30年4月1日から一定要件の分家住宅等の属人性住宅について、用途変更許可による一般住宅への変更を可能とする規制が緩和された。【34-14-28】 平成31年1月1日から廃止となった公共施設の利活用促進について新基準が設立された。【34-14-29】 令和2年4月1日から県の定期見直し（3年毎）により、都市農村交流施設の新設【34-14-9】、観光施設の面積制限解除【34-2】、公園・緑地の設置基準緩和【33】等が実施され、人口減少や少子高齢化に伴う市街化調整区域のコミュニティ維持や活性化に関する変更がなされた。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	人口減少や少子高齢化に伴う地域コミュニティ維持に寄与する要望がある。【R1立地適正化計画地域説明会などで要望あり】